

会津若松商工会議所会員向け特別融資制度商品一覧

平成 21 年 7 月 1 日現在(順不同)

金融機関	東 邦 銀 行 ビジネスローンプラザ TEL(フリーダイヤル)0120-1047-17	大 東 銀 行 会津支店 TEL 0242-27-5701	福 島 銀 行 会津支店 TEL 0242-26-6311	会津信用金庫 本 店 TEL 0242-22-7551	会津商工信用組合 本 店 TEL 0242-22-7575	常 陽 銀 行 会津支店 TEL 0242-22-3800	商工組合中央金庫 福島支店会津若松事務所 TEL 0242-26-2617
商品名	東邦ビジネスローン「速活力」 (会津若松商工会議所会員向け特別融資)	だいとう「会津若松商工会議所」 メンバーズビジネスローン	会津若松商工会議所 メンバーズローン	会津若松商工会議所 メンバーズローン	会津若松商工会議所 ビジネスローン翔(はばたき)	常陽ビジネスローン「クイックJ」 (会津若松商工会議所会員向け特別融資)	会津若松商工会議所 会員向け特別融資
融資金額	10万円以上 1,000万円以内 (10万円単位)	2,000万円以内	1社あたり100万円以上 2,000万円以内 (月商の2倍が限度)	3,000万円以内 (月商等により融資枠設定)	1,000万円以内	100万円以上 1,000万円以内(10万円単位) 〔但し、カードローンは最高500 万円まで原則平均月商の範囲内〕	1社あたり3,000万円以内 (1百万単位)但し、直近決算に おける平均月商額以内 借入期間1年未満:手形貸付方式 借入期間1年以上:証書貸付方式
融資期間・返済方法	5年以内 (元金均等返済または元利金 等返済)	運転資金5年以内 設備資金7年以内 〔証書貸付:元金均等返済〕 手形貸付:1年以内	5年以内 (証書貸付:元金均等返済)	10年以内 (カードローン5年、分割返済5年)	手形貸付1年以内 証書貸付7年以内	証書貸付:1ヶ月以上3年以内 手形貸付:1ヶ月以上6ヶ月以内 カードローン:最長1年以内(更新可)	3年以内 元利均等分割返済(月賦方式、利息前払い) 据置期間:なし (但し、特に必要な場合は6ヶ月以内)
資金使途	事業に必要な運転資金・設備資金 (ただし、当行からの借入金のご 返済には利用できません)	事業に必要な運転資金・設備資金	事業に必要な運転資金・設備資金 (但し、不動産取得資金、旧債務 返済資金は除く)	事業資金	事業資金 (不動産取得資金、旧債務返済資金 は除く)	事業資金 (但し、不動産取得資金は除く)	運転資金
融資利率	当行所定の利率より 0.2%金利優遇(固定金利)	年2.6%~(変動金利) 当行所定の利率より金利優 遇	当行所定の利率より 0.25%金利優遇	当庫所定の利率より 0.2%金利優遇	当組合所定の利率より 0.25%金利優遇 保証協会保証付の場合は、更 に金利を優遇。尚、本制度以 外の保証協会付融資につい ても同様の取扱いとします。	当行所定の利率より 0.5%金利優遇 融資利率は審査結果に応じて 決めさせていただきます。	商工中金所定の審査により決定 借入期間1年未満 短期プライムレート+ (変動金利) 借入期間1年以上 長期プライムレート+ (固定金利ま たは変動金利) 当庫所定利率から 0.1%金利優遇 日本税理士会連合会所定の 中小会社会計基準チェックリスト添 付の場合0.3%金利優遇
担保	原則不要	原則不要	原則不要	無担保	原則不要	原則不要	無担保
保証人	法人:代表者1名 個人事業主:配偶者または 事業承継予定の方1名	法人:代表者 個人事業主:法定相続人 または事業後継者	法人:代表者 個人事業主:配偶者 または事業後継者	法人:代表者 個人事業主:法定相続人1名	法人:代表者 個人事業主:配偶者 または事業継承者	法人:代表者 (共同代表の場合、代表者全員) 個人事業主:原則不要	法人:原則として代表者1名
手数料	なし	なし 手数料優遇	なし 取扱手数料21,000円(消費 税込)を免除	カード発行手数料1,050円(消費 税込)	なし	カードローンの場合のみ 専用カード発行手数料 1,050円(消費税込)	なし
申込条件	次の項目をすべて満たす 法人及び個人事業主 会津若松商工会議所会員で ある方 直近の決算期における年商 が10億円未満の方 当行からのお借入残高が今 回の借入希望額を含めて3, 000万円以内の方 法人税、消費税等を完納して いる方	次の条件をすべて満たす 法人・個人事業者 会津若松商工会議所会員で ある方 設立後3年以上経過してい る方 各種税金を完納している方 直近決算が実質債務超過で ない方 当行格付けにおいて一定以 上の方	次の条件をすべて満たす 法人・個人事業者 会津若松商工会議所会員で ある方 業歴2年以上継続して同一の 事業を営んでいる法人もしく は個人事業者の方 行内格付けまたはスコアリ ング基準を満たしている方 債務超過でない方	次の条件をすべて満たす 法人・個人事業者 会津若松商工会議所会員で ある方 当庫信用格付けにおいて一 定基準を満たしている方	次の条件をすべて満たす 法人・個人事業者 会津若松商工会議所会員で ある方 継続して1年以上同一の事 業を営んでいる方	次の条件をすべて満たす 法人・個人事業者 会津若松商工会議所会員で ある方 業歴1年以上の法人もしくは 個人事業主の方(青色・白色申 告とも可) 直近決算において債務超過で ない方、かつ期間損益赤字(当 期損失)でない方	次の条件をすべて満たす法人 会津若松商工会議所会員歴 3年以上で商工中金の審査に より承認された方 業歴3年以上を有する方 商工中金から本提携以外の 借入がない方 既往の取引金融機関からの 借入につき延滞または返済緩 和等の条件変更がない方 貸金業、公序良俗に反する事 業を営んでない方 商工中金の所属団体の構成 員である方
その他	お申込みの際は下記書類をご 持参下さい。 決算報告書または確定申告 書2期分 納税証明書 会員確認書 お借入れに際しては、当行所定 の審査が必要となります。	お申込みの際は下記書類をご 持参下さい 会員確認書 融資金額、融資期間、融資利 率等は当行所定の審査によ り決定させていただきます。	お申込みの際は下記書類をご 持参下さい。 会員確認書 決算書または確定申告書2 期分、その他所定の書類	お申込みの際は下記書類をご 持参下さい。 会員確認書 決算書3期分、その他所定の 書類等	お申込みの際は下記書類をご 持参下さい。 会員確認書 その他所定の書類等	お申込みの際は下記書類をご持 参下さい。 会員確認書 その他所定の書類等	お申込みの際は下記書類をご持 参下さい。 所定借入申込書 所定企 業概要証明書 決算書3期 分(直近分は税務申告書別表と 勘定科目明細書添付) 直近3ヶ月以内の月次試算 表 会員確認書 日本税 理士会連合会所定チェックリスト(あ る方のみ) その他審査上 必要な書類 申込書類を商工中金に提出 後、商工中金が審査を行い、 商工中金から本商品について の審査結果の通知を行う。(融 資不可の場合、書類等郵送で 返却)
商 品 ポ イ ン ト	金利優遇 手数料無料 個人事業主可	金利優遇 手数料優遇 個人事業主可	金利優遇 手数料優遇 個人事業主可	金利優遇 個人事業主可	金利優遇 手数料無料 個人事業主可	金利優遇 個人事業主可	金利優遇 手数料無料